

## ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則

### (目的)

第一条 この規則は、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者（以下「陽性者」という。）に対して、医療機関における初回の精密検査又は定期検査に要する費用を毎年度予算の範囲内において交付することにより、陽性者が支払う検査費用の軽減を図ることをもって、陽性者に早期の治療を促し、ウイルス性肝炎患者等の重症化を予防することを目的とする。

### (実施方法)

第二条 陽性者が医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関であつて、知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）において初回の精密検査又は定期検査を受検し、医療保険各法（健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）の規定による医療に関する給付を受けた場合、陽性者が負担した費用を交付する。

2 前項の規定により交付する金額は、初回の精密検査については第一号に掲げる額、定期検査については一回につき第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（以下「自己負担限度額」という。）を控除した額とする。

一 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

二 別表に掲げる区分に応じ、それぞれ定める病態の種類毎の自己負担限度額

### (対象者)

第三条 初回の精密検査又は定期検査に要する費用の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、県内に住所を有し肝炎ウイルス検査で陽性と判定され、県又は市町村によるその後の医療機関の受診状況や診療状況の確認を承諾した者で、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者とする。

### (対象費用)

第四条 初回の精密検査の対象費用は、初診料、再診料、ウイルス疾患指導料及び次の各号に定める検査に関連する費用として知事が認めたもの（医師が真に必要と判断したものに限る。）とする。

一 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査又は末梢血液像）

二 出血・凝固検査（プロトロンビン時間又は活性化部分トロンボプラスチン時間）

三 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 $\gamma$ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD又はZTT）

四 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L三パーセント、PIVKA-II半定量又は

PIVKA-II定量)

五 肝炎ウイルス関連検査 (HB e 抗原, HB e 抗体, HCV血清群別判定又はHBVジェノタイプ判定等)

六 微生物核酸同定・定量検査 (HBV核酸定量又はHCV核酸定量)

七 超音波検査 (断層撮影法 (胸腹部))

2 定期検査費用の対象費用は, 初診料, 再診料, ウイルス疾患指導料及び前項各号に掲げる検査に関連する費用として知事が認めたもの (医師が真に必要なと判断したものに限る。) とする。

3 前項の規定にかかわらず, 肝硬変又は肝がん (治療後の経過観察を含む。) に係る定期検査の場合には, 超音波検査に関連する費用に代えてCT撮影検査又はMRI撮影検査に関連する費用 (造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用を含む。) を対象とすることができる。

(交付回数)

第五条 交付回数は, 次の各号に定めるとおりとする。

一 初回精密検査 一回

二 定期検査 一年度につき二回 (前号の検査を受検した年度については, 一年度につき一回)

(費用の交付)

第六条 対象者が医療機関に支払った費用は, 対象者からの請求に基づき, 当該対象者に対して交付する。

2 前項の規定による請求をしようとする対象者は, 肝炎検査費用請求書 (様式第一号) を知事に提出しなければならない。

3 定期検査費用の請求をしようとする対象者は, 前項の肝炎検査費用請求書に定期検査費用の助成に係る医師の診断書 (様式第二号) を添付しなければならない。ただし, 次の各号のいずれかに該当する者については, この限りではない。

一 過去に知事から定期検査費用の支払を受けた者 (慢性肝炎から肝硬変への移行等病態に変化があった者を除く。)

二 第一項の規定による請求の日前一年以内に知事に肝炎治療に係る医療費用交付規則 (平成二十年宮城県規則第四十九号) 第二条第三項第一号に掲げる知事が別に定める診断書を提出した者 (慢性肝炎から肝硬変への移行等病態に変化があった者を除く。)

三 過去に知事に肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則 (平成三十年宮城県規則第八号) 第七条第一項第四号に規定する個人票等を提出した者

4 定期検査費用の交付を受けようとする者と同一の世帯に属する者のうちに, 当該定期検査費用の交付を受けようとする者及びその配偶者を医療保険各法 (国民健康保険法を除く。) の規定による被扶養者 (以下単に「被扶養者」という。) 又は地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族 (以下単に「扶養親族」という。) としない者で, かつ, 当該定期検査費用の交付を受けようとする者又はその配偶者の被扶養者又は扶養親族でないもの (以下「定期検査費用の交付を受けようとする者等と扶養の関係がない者」という。) がいるときにおいて, 定期検査費用の交付を受けようとする者等と扶養の関係がない者の市町村民税 (所得割) 課税年額を合算しないことを

希望する場合には、これを証明する書類を添付しなければならない。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成二十六年十月三十一日宮城県規則第七十四号）

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行し、同年四月一日以後に受検した初回の精密検査又は定期検査に係る費用から適用する。

附 則（平成二十八年三月二十二日宮城県規則第三十二号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則様式第一号による肝炎検査費用請求書は、当分の間、改正後のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則様式第一号の規定によるものとみなす。

附 則（平成二十九年二月十四日宮城県規則第四号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則による様式は、当分の間、改正後のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成三十年六月二十九日宮城県規則第八十七号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則による様式は、当分の間、改正後のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（令和二年七月十日宮城県規則第八十号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則による様式は、当分の間、改正後のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定によるものとみなす。

別表

区 分	自己負担限度額	
	慢性肝炎	肝硬変 肝がん
陽性者及び当該陽性者と同じの世帯に属する全ての者についての地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が235,000円未満の場合	2,000円	3,000円
陽性者及び当該陽性者と同じの世帯に属する全ての者が地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）（以下「住民税」という。）を課されない場合	0円	0円